

## 個人でご寄附をされた場合

認定 NPO 法人全国ストップ・ザ・ロコモ協議会

全国ストップ・ザ・ロコモ協議会は、「認定 NPO 法人」です。

「認定 NPO 法人」とは、NPO 法人のうち一定の要件を満たすものとして、各自治体から認定を受けたものをいいます。

この「認定 NPO 法人」に対する寄付は「寄付金控除」の対象となり、税制上の優遇措置が講じられます。

個人で寄附をされる場合は、所得控除又は税額控除のいずれかを選択適用できます。

なお、全国ストップ・ザ・ロコモ協議会は、住民税の税額控除は受けられません。

### ●具体的には

個人が認定 NPO 法人等に寄附をすると、所得税(国税)の計算において、寄附金控除(所得控除)又は税額控除のいずれかを選択して確定申告を行うことにより、所得税の控除を受けることができます。

#### **所得控除**

その年中に支出した寄附金の額の合計額から 2 千円を控除した金額を、その年分の総所得金額から控除できます。

#### **【算式】**

**寄附金の額の合計額 - 2 千円 = 寄附金控除(所得控除)額**

(注)寄附金の額の合計額は、総所得金額の 40%相当額が限度です。

#### **税額控除**

その年中に支出した寄附金の額の合計額から 2 千円を控除した金額の 40%相当額をその年分の所得税額から控除できます。

#### **【算式】**

**(寄附金の額の合計額 - 2 千円) × 40% = 税額控除額**

(注 1)寄附金の額の合計額は、総所得金額の 40%相当額が限度です。

(注 2)税額控除額は所得税額の 25%相当額が限度です。

### 所得控除を選択した場合

(例1) 給与収入300万円の方が1万円寄附した場合、**所得税400円**税額が減少。

(例2) 給与収入500万円の方が1万円寄附した場合、**所得税800円**税額が減少。

(例3) 給与収入700万円の方が1万円寄附した場合、**所得税1,600円**税額が減少。

(計算式)

所得税額の減少額

⇒課税所得×所得税率－(課税所得－(寄附金－2千円))×所得税率(例1;5%,例2;10%,例3;20%)

### 税額控除を選択した場合

(例1) 給与収入300万円の方が1万円寄附した場合、**所得税3,200円**税額が減少。

(例2) 給与収入500万円の方が1万円寄附した場合、**所得税3,200円**税額が減少。

(例3) 給与収入700万円の方が1万円寄附した場合、**所得税3,200円**税額が減少。

(計算式)

所得税額の減少額(税額控除を選択した場合)  
⇒(寄附金額－2千円)×**40%**

なお、税額控除額の上限は所得税額の25%

(試算の前提)

- ・ 給与収入とは、給与所得控除等を差し引く前の金額
- ・ 課税所得とは、給与収入から給与所得控除や基礎控除、配偶者控除、社会保険料等を控除した額
- ・ 給与収入のみの「夫婦及び未婚の子」世帯(配偶者の収入200万、子は16歳未満)の方で、給与所得控除、基礎控除を控除(配偶者控除及び扶養控除の適用なし)した場合として税額を算出

なお、都道府県と市町村双方が寄附金として指定した場合は、所得税のほか住民税も10% 税額控除できる

- \* 確定申告等の詳しい手続きについては、「国税庁ホームページ」を参照するほか、最寄りの税務署へお問い合わせください。

(参考サイト：内閣府 NPO ホームページより)

### 東京都在住の場合の個人住民税の控除について

東京都在住の方は、SLOCへ寄附をすると、東京都都税条例に基づいた条例指定寄附金として、個人住民税の税額控除の対象となります。

**【算式】** (年間寄附金合計額－2,000円)×4%＝個人住民税減税額  
(ただし、年間寄附合計額は、年間尾総所得の30%が限度)